

意見書案第3号

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について

地方自治法第99条の規定により、愛知県に対し、私学助成の充実に関し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月28日提出

蒲郡市議会議員

八 田 寿 人
大 場 康 議
牧 野 泰 広
松 本 昌 成
日恵野 佳 代
竹 内 滋 泰
藤 田 裕 喜

提案理由

私学助成の拡充に関し、愛知県に要請するため提案する。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県においては高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は公教育の場として重要な役割を担っている。そのため、父母負担と教育条件の公私間格差の是正は、長年にわたって県政の重点施策と位置付けられ、各種助成措置が講じられてきた。学校への経常費助成と父母への授業料助成を両輪に各種の助成策が推進され、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額加算して、私学に通う生徒の半数が対象となる年収720万円未満世帯まで、入学金も含めて私学の授業料が無償化された。

しかし、公立高校生は年収910万円未満世帯まで無償化されているが、私学で令和2年度以降に無償化されたのは年収720万円未満世帯にとどまり、年収720万円以上世帯の私立高校生の初年度納付金は、県の補助を差し引いても、年収720万円から840万円世帯（乙ランク）で約35万円、年収840万円から910万円世帯で約54万円という大きな負担が残されたままである。

私学も公教育の場であり、そこで学ぶ県下の3分の1の生徒は、公立と同じ高校生である。よって、県におかれては、私学選択の自由に大きな役割を果たしている授業料助成と入学金助成を、年収720万円以上の私学の世帯についても拡充し、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

蒲 郡 市 議 会

愛 知 県 知 事 あて